

第2章 教員免許更新制の流れ

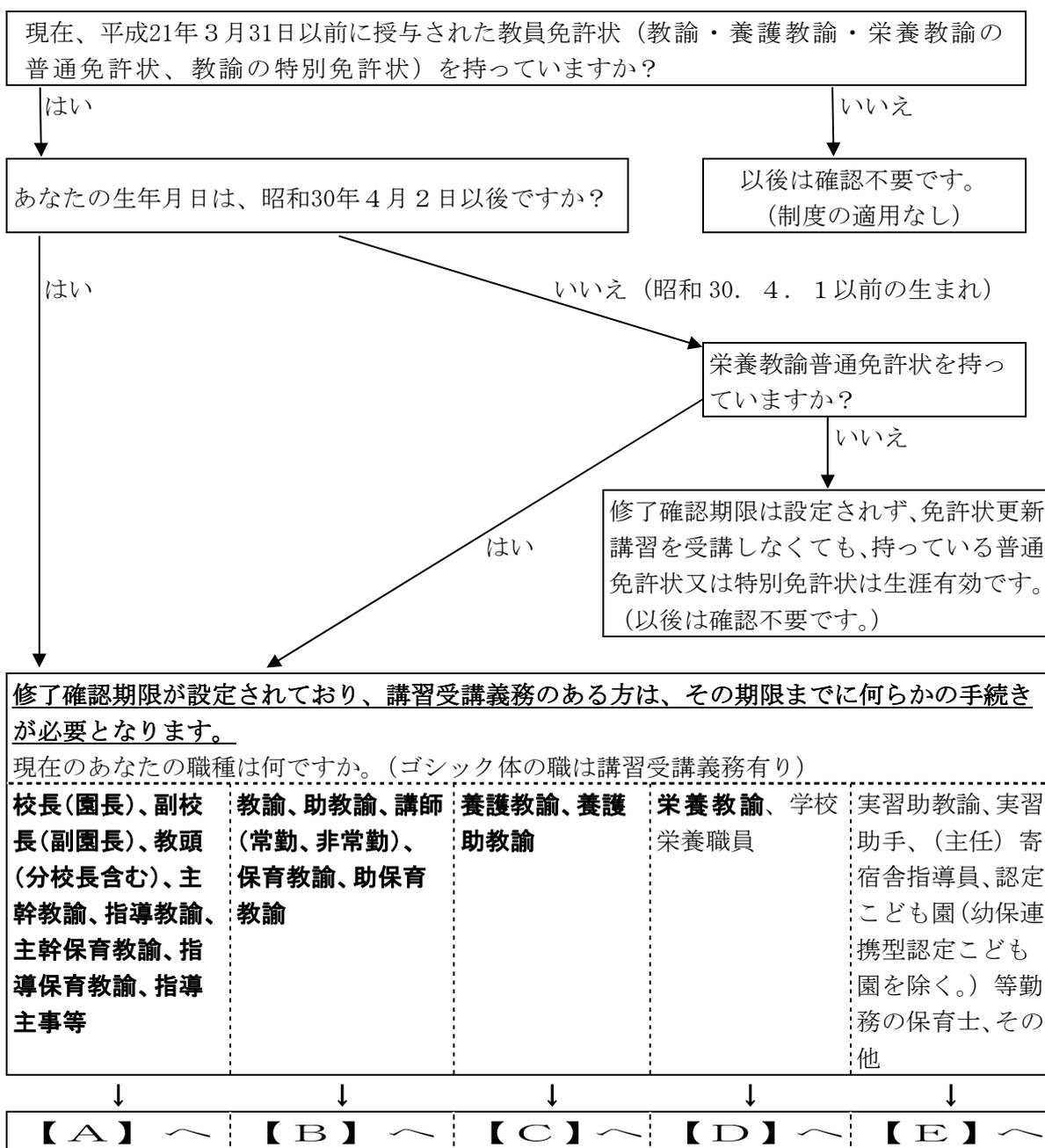
第1節 旧免許状所持者の教員免許更新制の流れ

I 免許更新制の適用

旧免許状(平成21年3月31日以前に免許状を授与された者が取得している免許状)には、有効期間の定めがない。ただし、人ごとに修了確認期限が設定され、免許更新制の基本的な枠組みが適用される。

旧免許状所持者について、制度がどのように適用されるか、以下に沿って確認すること。

1 確認フローチャート



※修了確認期限に講習受講義務者であれば、免許状が失効する。

**【A】 校長(園長)、副校長(副園長)、教頭(分校長含む。)、主幹教諭、指導教諭、
主幹保育教諭、指導保育教諭、指導主事等**

免許状更新講習の受講免除の認定を受けることができます。
ただし、免許状更新講習を受講・修了し、更新することも可能です。いずれの方途をとるか各自で判断してください。

- (免除申請期間) 修了確認期限の2年2月前から2月前まで
※愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知(年2回)に従い、
期限までに遅滞なく提出してください。
※申請時に、免除対象の職であることが必要。

【B】 教諭、助教諭、講師(常勤、非常勤)、保育教諭、助保育教諭

免許状更新講習を受講・修了することが必要です。
ただし、一定の事由に該当すれば、修了確認期限の延期を行うことができます。

- (受講期間) 修了確認期限の2年2月前から2月前まで
※愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知(年2回)に従い、
期限までに遅滞なく提出してください。
※この期間に、更新講習を受講し、免許管理者(愛媛県教育委員会)に更新講習修了確認の申請をする必要があります。
(講習選択) 選択必修領域(6時間)は、所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ受講することが必要です。選択領域(18時間)は、「教諭」を受講対象者とする講習を受講することが必要です。

【C】 養護教諭、養護助教諭

免許状更新講習を受講・修了することが必要です。
ただし、一定の事由に該当すれば、修了確認期限の延期を行うことができます。

- (受講期間) 修了確認期限の2年2月前から2月前まで
※愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知(年2回)に従い、
期限までに遅滞なく提出してください。
※この期間に、更新講習を受講し、免許管理者(愛媛県教育委員会)に更新講習修了確認の申請をする必要があります。
(講習選択) 選択必修領域(6時間)は、所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ受講することが必要です。選択領域(18時間)は、「養護教諭」を受講対象者とする講習を受講することが必要です。

【D】 栄養教諭、学校栄養職員

- (1) 栄養教諭の方は、免許状更新講習を受講・修了することが必要です。
ただし、一定の事由に該当すれば、修了確認期限の延期を行うことができます。
- (受講期間) 修了確認期限の2年2月前から2月前まで
※愛媛県教育委員会から所属長宛での通知(年2回)に従い、期限までに遅滞なく提出してください。
※この期間に、更新講習を受講し、免許管理者(愛媛県教育委員会)に更新講習修了確認の申請をする必要があります。
- (講習選択) 選択必修領域(6時間)は、所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ受講することが必要です。選択領域(18時間)は、「栄養教諭」を受講対象者とする講習を受講することが必要です。
- (2) 学校栄養職員の方は、免許状更新講習受講の義務は課せられていません。
栄養教諭としての任命・雇用を希望する場合等は、必要に応じ、各自の判断により受講が可能です。
- (受講期間) 修了確認期限の2年2月前から受講可能
※栄養教諭等として任命・雇用される場合は、任用までに更新講習を受講し、免許管理者(愛媛県教育委員会)に更新講習修了確認(免許状更新)の申請をする必要があります。
※受講することなく修了確認期限を過ぎても免許状は失効しません。
- (講習選択) 選択必修領域(6時間)、選択領域(18時間)は、所有する免許状の種類、任命・雇用されようとする職等を踏まえて、各自の判断により受講してください。

【E】 実習助教諭、実習助手、(主任)寄宿舎指導員、認定こども園(幼保連携型認定こども園も除く。)等勤務の保育士、その他

- (1) 実習助教諭、実習助手、(主任)寄宿舎指導員、認定こども園等勤務の保育士の方は、免許状更新講習受講の義務は課せられていません。教諭としての任命・雇用を希望する場合等は、必要に応じ、各自の判断により受講が可能です。
- (受講期間) 修了確認期限の2年2月前から受講可能
※受講することなく修了確認期限を過ぎても免許状は失効しません。教諭等として任用される場合は、任用までに更新講習を受講し、免許管理者(愛媛県教育委員会)に更新講習修了確認(免許状更新)の申請をする必要があります。
- (講習選択) 選択必修領域(6時間)、選択領域(18時間)は、所有する免許状の種類、任命・雇用されようとする職等を踏まえて、各自の判断により受講してください。
- (2) その他の方は、免許状更新講習を受講することができません。(受講することなく修了確認期限を過ぎても、免許状は失効しません。ただし、修了確認期

限後は、更新講習を受講・修了しなければ教育職員になることはできません。）

教員になることを希望する場合、次に該当する方は、免許状更新講習を受講することができます。

- ・以前、教育職員（教諭、養護教諭、栄養教諭等）であった者
- ・教員採用予定者、講師希望者リスト掲載者

- (3) 更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した場合（休眠状態）は、回復手続を行わないと教育職員になれません。

教育職員になるためには、更新講習を受講した後、受講が2年2月の期間内にあることについて免許管理者の確認（19年改正法附則第2条第3項第3号による確認（回復確認））を受ける必要があります。

2 修了確認期限

次の表1，2により、修了確認期限を確認すること。

※栄養教諭免許状を持つ者は、教諭であっても、(表2)による確認となる。

(表1)

- 平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ者（栄養教諭免許状を持つ者を除く。）の修了確認期限（19年改正法施行規則附則第5条第1項）

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間	左記の期間にて更新した者の次回の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日	令和3年3月31日	平成31年2月1日～令和3年1月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	令和4年3月31日	令和2年2月1日～令和4年1月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	令和5年3月31日	令和3年2月1日～令和5年1月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	令和6年3月31日	令和4年2月1日～令和6年1月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	令和7年3月31日	令和5年2月1日～令和7年1月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	令和8年3月31日	令和6年2月1日～令和8年1月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	令和9年3月31日	令和7年2月1日～令和9年1月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	令和10年3月31日	令和8年2月1日～令和10年1月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	令和11年3月31日	令和9年2月1日～令和11年1月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	令和2年3月31日	平成30年2月1日～令和2年1月31日	令和12年3月31日	令和10年2月1日～令和12年1月31日

《表の見方》

各自の生年月日から、①～⑩の該当する欄の太枠内の期間に修了確認又は免除を受けた者は、表の次回の修了確認期限を確認すること。

※延期申請又は19年改正法附則第2条第3項第3号による確認（回復確認）を受けた者は、この限りでないため、注意すること。

(表2)

○ 平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方（栄養教諭以外の職にある方も該当します。）の修了確認期限（19年改正法施行規則附則第5条第2項）

	免許状を授与された日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間	次回の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間
①	平成18年3月31日以前に 栄養教諭の普通免許状を授与された 旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～ 平成28年1月31日	令和8年3月31日	令和6年2月1日～ 令和8年1月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31 日までに栄養教諭の普通免許状を授与さ れた旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～ 平成29年1月31日	令和9年3月31日	令和7年2月1日～ 令和9年1月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31 日までに栄養教諭の普通免許状を授与さ れた旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～ 平成30年1月31日	令和10年3月31日	令和8年2月1日～ 令和10年1月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31 日までに栄養教諭の普通免許状を授与さ れた旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～ 平成31年1月31日	令和11年3月31日	令和9年2月1日～ 令和11年1月31日

《表の見方》

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の太枠内の期間に修了確認又は免除を受けた者は、表の次回の修了確認期限を確認すること。

※延期申請又は19年改正法附則第2条第3項第3号による確認（回復確認）を受けた者は、この限りでないため、注意すること

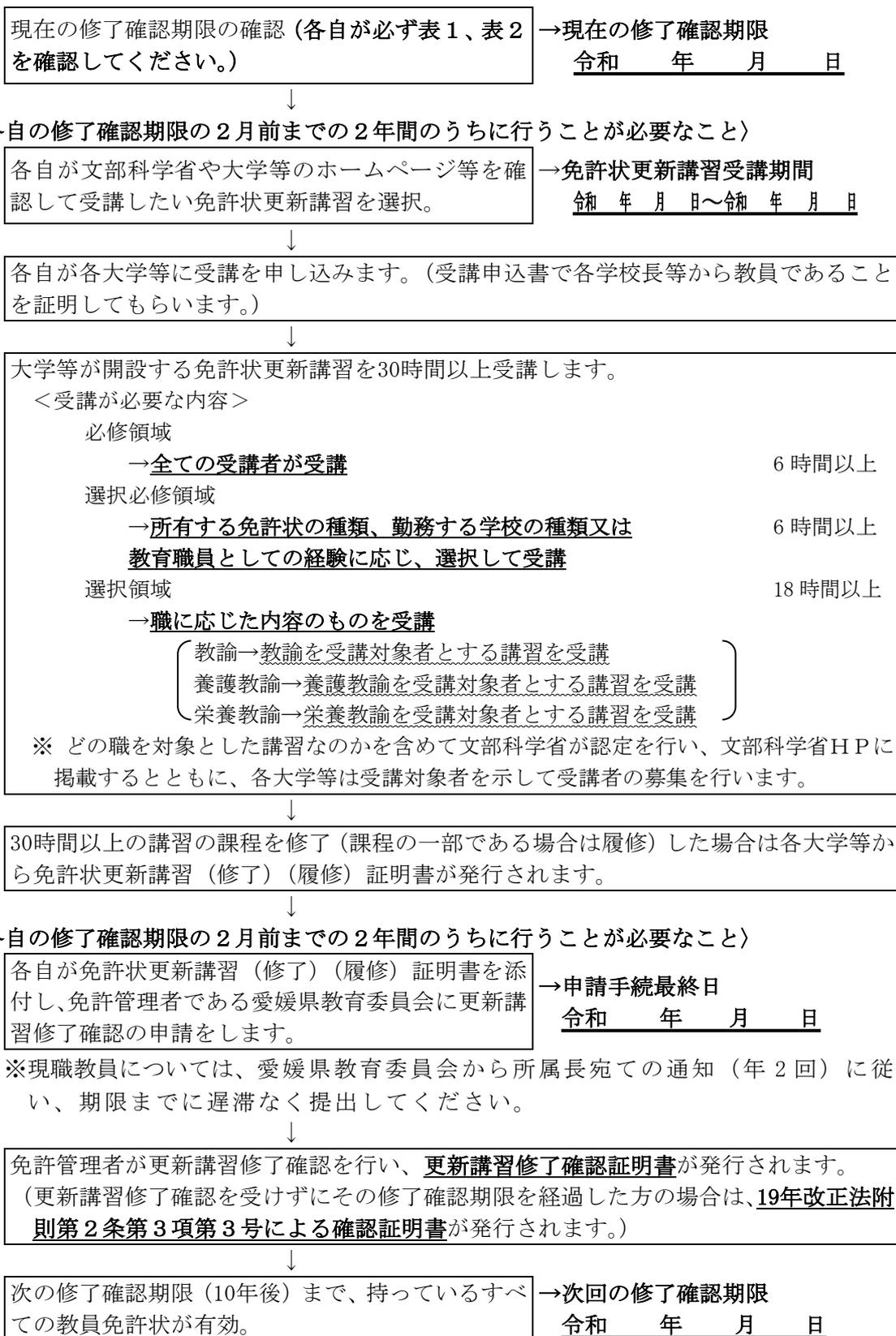
【ご自分に関する確認事項】

上記表を確認のうえ、自身に関する事項について転記すること。

確認事項	確認内容	備考
現在の修了確認期限	令和 年 月 日	この期限までに、何らかの申請（更新講習修了確認、免除、延期）をする必要があります。
免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	この期間の最終日が、申請手続きの最終日となる。
次回の修了確認期限	令和 年 月 日	修了確認又は免除がされた場合、表で確認した次回の修了確認期限となります。（延期の場合は、表とは異なる。）

II 講習受講から手続まで

「I 免許更新制の適用」での確認事項に基づき、現在の修了確認期限までの手続について、具体的にどのような流れで行うか、以下に沿って確認すること。



Ⅲ 更新講習免除（19年改正法附則第2条第5項）

更新講習免除対象者は、免許管理者に免除申請を行うことによって、免許状更新講習の受講が免除される。（更新講習を受講する義務のある者に限る。）

なお、免除対象者であっても、申請を行わなければ免除されない。修了確認期限までに、免除申請をせず更新講習を修了しなかった場合は、免許状は失効するので注意すること。

1 免除申請期間

修了確認期限の2年2月前から2月前まで

※愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知（年2回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。

2 免除対象者（更新講習を受講する義務のある者に限る。）

(1) 校長（園長）、副校長（副園長）、教頭（分校長含む）、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭

(2) 指導主事、社会教育主事その他教育委員会勤務者のうち免許管理者が定める者

(3) 地方公共団体の職員のうち(2)に準ずるものとして免許管理者が定める者

(4) 免許状更新講習の講師

※各自の免許状更新講習受講期間中に免許状更新講習の講師となった者に限る。

(5) 有効期間の満了の日又は修了確認期限までの10年間に個人に対してなされた表彰等で、次に掲げるものを受けた者

・教育者文部科学大臣表彰

・文部科学大臣優秀教員表彰

・愛媛県教職員選賞規程に定める表彰

・愛媛県職員等表彰規則に定める優良職員表彰

・その他（文部科学大臣、都道府県教育委員会、私学団体等が行う表彰等で教育長が認めるもの）

(6) その他文部科学省が別に定める者

3 手続の流れ

現在の修了確認期限の確認（各自が必ず表1、表2を確認してください。）

→現在の修了確認期限

令和 年 月 日



〈各自の修了確認期限の2月前までの2年間のうちに確認が必要なこと〉

免除対象者に該当するかどうかを確認します。



〈各自の修了確認期限の2月前までの2年間のうちに行うことが必要なこと〉

各自が、「在職等証明書」などの免除事由を確認できる書類等を添付し、免許状更新講習受講期間内に免許管理者である愛媛県教育委員会に免除の申請をします。

→免許状更新講習受講期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

申請手続最終日

令和 年 月 日

※愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知（年2回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。



免許管理者が更新講習免除を認め、**免許状更新講習免除証明書**が発行されます。



次の修了確認期限（10年後）まで、持っているすべての教員免許状が有効。

→次回の修了確認期限
令和 年 月 日

IV 修了確認期限の延期（19年改正法附則第2条第4項）

一定の事由に該当する者で、修了確認期限の延期を希望する場合は、免許管理者に修了確認期限の延期の申請が可能である。（更新講習を受講する義務のある者に限る。）

なお、延期事由に該当する者であっても、延期申請を行わなければ延期されない。修了確認期限までに、延期申請をせず更新講習を修了しなかった場合は、免許状は失効するので注意すること。

1 延期申請期間

延期事由が発生してから修了確認期限の2月前まで

※愛媛県教育委員会から所属長宛での通知（年2回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。

2 延期対象事由

- (1) 指導改善研修中であること
- (2) 休職、引き続き90日以上病気休暇（90日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。）、産休、育休、介護休暇の期間中であること
- (3) 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること
- (4) 海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること
- (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること
- (6) 専修免許状の取得のための課程に在籍していること
- (7) 教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2月未満であること
- (8) 10年以内に免許状の授与を受けている場合

・所持する普通免許状及び特別免許状の授与の日から修了確認期限までに10年経っていない場合

※特別支援学校教諭免許状で、新たに特別支援教育領域を追加した場合は免許状の授与に当たらない。

例) 特別支援教諭一種免許状の知的障害者領域を所有している者が、聴覚障害者領域を追加申請した場合は、元の免許状に領域が追加されるだけのため、新たな免許状の授与には当たらない。

3 延期期間

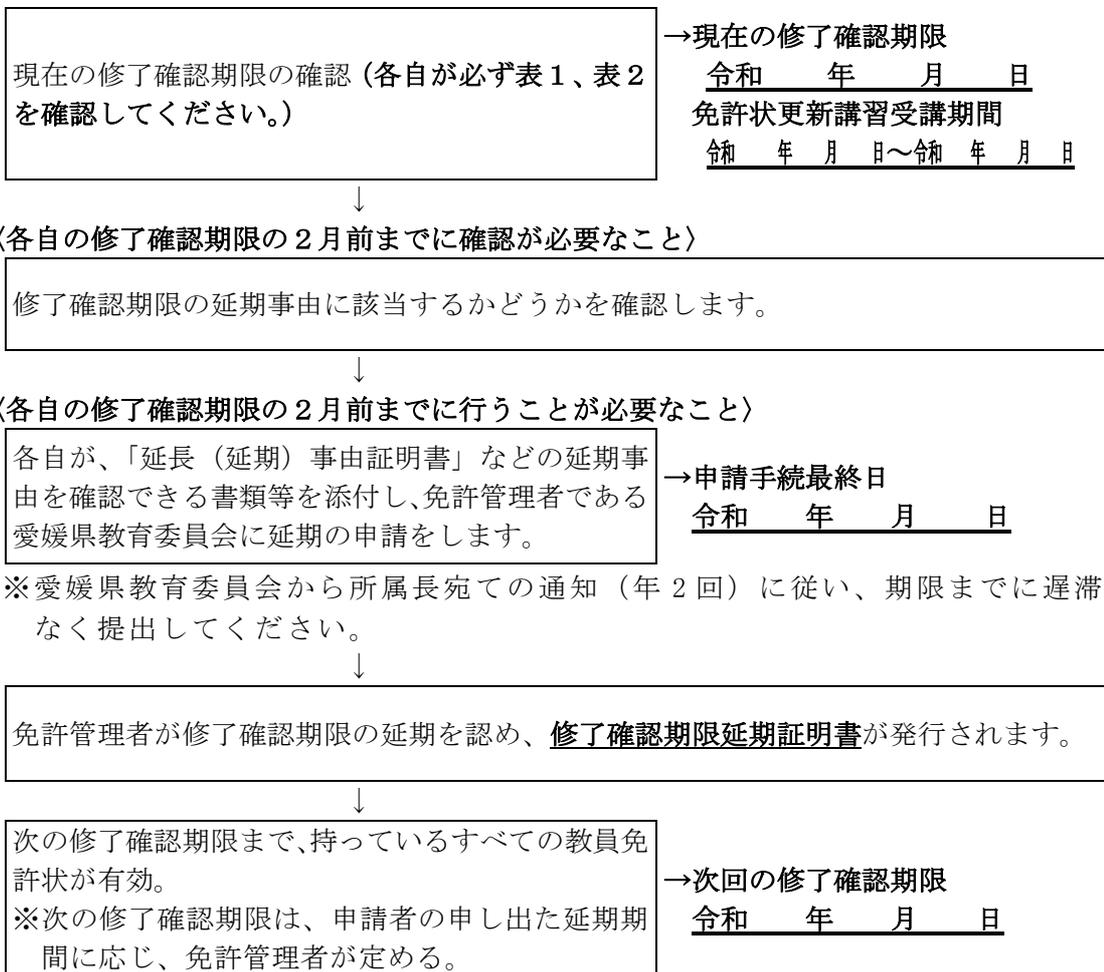
修了確認期限が延期される期間は、申請者が申し出た延期期間に応じ、次の期間の範囲内で免許管理者が定める。

- (1) 延期対象事由 (1)～(6)の場合
延期対象事由がなくなった日から起算して2年2月
- (2) 延期対象事由 (7)の場合
教員となった日から起算して2年2月

(3) 延期対象事由 (8)の場合

普通免許状及び特別免許状の授与の日の翌日から起算して10年

4 手続の流れ



第2節 新免許状所持者の教員免許更新制の流れ

I 免許状の有効期間満了日

新免許状(平成21年4月1日以降に初めて免許状を授与される者が取得する免許状)には、10年間の有効期間が付されており、免許状に「有効期間の満了の日」が記載されている。

複数の免許状を有する場合、所持する全ての免許状の有効期間満了日は、それぞれの免許状に記載されている満了日のうち、最も遅い日に統一される。

なお、免許状更新講習受講期間は、有効期間満了日の2年2月前から2月前までの2年間となる。

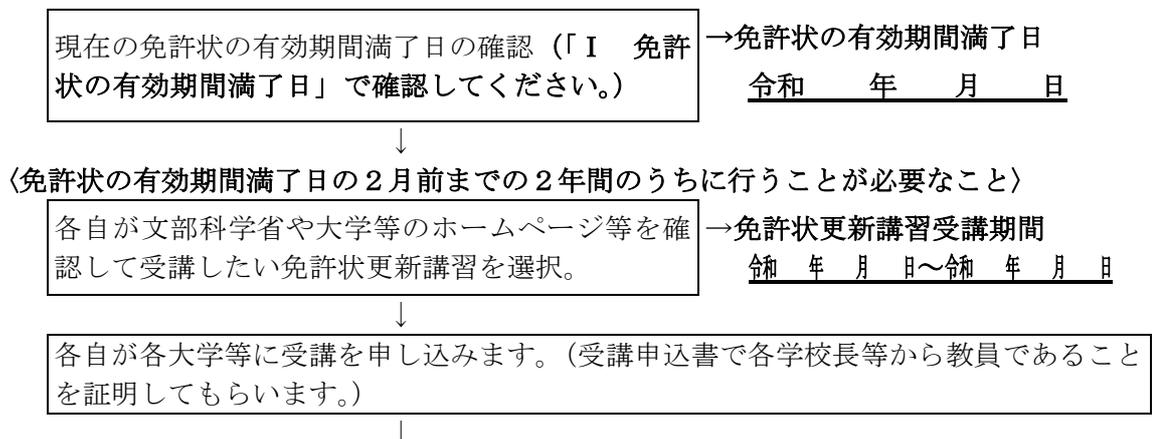
【有効期間満了日の確認】

あなたがお持ちの教員免許状をすべて記入してください。

免許状の種類	教科・領域	授与権者	有効期間満了日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
過去に更新、免除又は延長を行っている場合の 次回の有効期間の満了日			年 月 日
上記のうち、最も遅い有効期間満了日 ＝所持する全ての免許状の有効期間満了日			年 月 日
免許状更新講習受 講期間及び免許管 理者への更新等申 請期間	(有効期間満了日の2年2月前)	▶	年 月 日
	(有効期間満了日の2月前)	▶	年 月 日

II 講習受講から手続まで

免許状の有効期間満了日までの更新に関する手続について、具体的にどのような流れで行うか、以下に沿って確認すること。



大学等が開設する免許状更新講習を30時間以上受講します。

<受講が必要な内容>

必修領域	→ <u>全ての受講者が受講</u>	6 時間以上
選択必修領域	→ <u>所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講</u>	6 時間以上
選択領域	→ <u>免許状に応じた内容のものを受講</u>	18 時間以上

教諭の免許状を所持する場合
→教諭を受講対象者とする講習を受講

養護教諭の免許状を所持する場合
→養護教諭を受講対象者とする講習を受講

栄養教諭の免許状を所持する場合
→栄養教諭を受講対象者とする講習を受講

(例) 教諭の免許状と養護教諭の免許状を所持し、両方の免許状を更新する場合
→教諭を受講対象者とする講習 (18 時間) と養護教諭を受講対象者とする講習 (18 時間) をそれぞれ受講する必要がある。ただし、教諭と養護教諭の両方を受講対象者とする講習 (18 時間) を受講した場合は、両方の免許状が更新可能。

※ どの職を対象とした講習なのかを含めて文部科学省が認定を行い、文部科学省HPに掲載するとともに、各大学等は受講対象者を示して受講者の募集を行います。

↓

30時間以上の講習の課程を修了 (課程の一部である場合は履修) した場合は各大学等から免許状更新講習 (修了) (履修) 証明書が発行されます。

↓

<免許状の有効期間満了日の2月前までの2年間のうちに行うことが必要なこと>

各自が免許状更新講習 (修了) (履修) 証明書を添付し、免許管理者である愛媛県教育委員会に更新講習修了確認の申請をします。

→申請手続最終日
令和 年 月 日

※現職教員については、愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知 (年2回) に従い、期限までに遅滞なく提出してください。

↓

免許管理者が有効期間更新を認め、有効期間更新証明書が発行されます。

↓

次の有効期間満了日 (10年後) まで、申請した全ての教員免許状が更新。

→次回の有効期間満了日
令和 年 月 日

Ⅲ 更新講習免除による更新 (免許法第9条の2第3項)

更新講習免除対象者は、免許管理者に更新講習免除のうえで更新の申請を行うことによって、免許状が更新される。(更新講習の受講ができる者に限る。)

なお、免除対象者であっても、申請を行わなければ免除されない。有効期間満了日までに、免除による更新の申請をせず更新講習を修了しなかった場合は、免許状は失効するので注意すること。

1 免除による更新申請期間

有効期間満了日の2年2月前から2月前まで

※愛媛県教育委員会から所属長宛での通知（年2回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。

2 免除対象者（更新講習を受講する義務のある者に限る。）

(1) 校長（園長）、副校長（副園長）、教頭（分校長含む。）、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭

(2) 指導主事、社会教育主事その他教育委員会勤務者のうち免許管理者が定める者

(3) 地方公共団体の職員及び独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大洲青少年交流の家の職員のうち(2)に準ずるものとして免許管理者が定める者

(4) 免許状更新講習の講師

※各自の免許状更新講習受講期間中に免許状更新講習の講師となった者に限る。

(5) 有効期間の満了の日又は修了確認期限までの10年間に個人に対してなされた表彰等で、次に掲げるものを受けた者

・教育者文部科学大臣表彰

・文部科学大臣優秀教員表彰

・愛媛県教職員選賞規程に定める表彰

・愛媛県職員等表彰規則に定める優良職員表彰

・その他（文部科学大臣、都道府県教育委員会、私学団体等が行う表彰等で教育長が認めるもの）

(6) その他文部科学省が別に定める者

3 手続の流れ

現在の免許状の有効期間満了日の確認（「I 免許状の有効期間満了日」で確認してください。）

→免許状の有効期間満了日
令和 年 月 日



〈免許状の有効期間満了日の2月前までの2年間のうちに確認が必要なこと〉

免除対象者に該当するかどうかを確認します。



〈免許状の有効期間満了日の2月前までの2年間のうちに行うことが必要なこと〉

各自が、「在職等証明書」などの免除事由を確認できる書類等を添付し、免許状更新講習受講期間内に免許管理者である愛媛県教育委員会に免除による更新の申請をします。

→免許状更新講習受講期間
令和 年 月 日～令和 年 月 日
申請手続最終日
令和 年 月 日

※愛媛県教育委員会から所属長宛での通知（年2回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。



免許管理者が更新講習免除を認め、**有効期間更新証明書**が発行されます。



次の有効期間満了日（10年後）まで、更新申請した
全ての教員免許状が有効。

→次回の有効期間満了日
令和 年 月 日

IV 有効期間の延長（免許法第9条の2第5項）

一定の事由に該当する者で、有効期間の延長を希望する場合は、免許管理者に有効期間延長の申請が可能である。（更新講習の受講ができる者に限る。）

なお、延長事由に該当する者であっても、申請を行わなければ延長されない。有効期間満了日までに、延長申請をせず更新講習を修了しなかった場合は、免許状は失効するので注意すること。

1 延長申請期間

延長事由が発生してから有効期間満了日の2月前まで

※愛媛県教育委員会から所属長宛での通知（年2回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。

2 延長対象事由

- (1) 指導改善研修中であること
- (2) 休職、引き続き90日以上病気休暇（90日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。）、産休、育休、介護休暇の期間中であること
- (3) 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること
- (4) 海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること
- (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること
- (6) 専修免許状の取得のための課程に在籍していること
- (7) 教員となった日から有効期間満了日までの期間が2年2月未満であること

3 延長期間

有効期間が延長される期間は、申請者が申し出た延長期間に応じ、次の期間の範囲内で免許管理者が定める。

- (1) 延長対象事由（1）～（6）の場合
延長対象事由がなくなった日から起算して2年2月
- (2) 延長対象事由（7）の場合
教員となった日から起算して2年2月

4 手続の流れ

現在の免許状の有効期間満了日の確認（「I 免許
状の有効期間満了日」で確認してください。）

→免許状の有効期間満了日
令和 年 月 日
申請手続最終日
令和 年 月 日



〈免許状の有効期間満了日の2月前までの2年間のうちに確認が必要なこと〉

有効期間の延長事由に該当するかどうかを確認します。



〈各自の有効期間満了日の2月前までに行うことが必要なこと〉

各自が、「延長（延期）事由証明書」などの延長事由を確認できる書類等を添付し、免許管理者である愛媛県教育委員会に延長の申請をします。

→申請手続最終日

令和 年 月 日

※愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知（年2回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。



免許管理者が有効期間の延長を認め、有効期間延長証明書が発行されます。



次の有効期間満了日（10年後）まで、延長申請した全ての教員免許状が有効。

→次回の有効期間満了日

令和 年 月 日